

報道資料1

令和2年5月12日

報道機関各位

環境課長
健康づくり課長
営業戦略室長
小中一貫教育推進課長



新型コロナウイルス感染症に係る 対応方針等の見直し

三条市では5月11日から新型コロナウイルス感染症に係る対応方針等を見直しました。都道府県をまたいだ人の移動を避ける「過度に恐れる」水際対策を継続しつつ、社会経済活動については、「新しい生活様式」を取り入れながら「正しく恐れる」ことにより平常化を進めてまいります。

1 「過度に恐れる」水際対策の継続

(1) J R 燕三条駅新幹線乗降者数の把握及び公表

首都圏等、県外との人の往来状況を「見える化」するため、5月7日（木）から31日（日）まで、J R 燕三条駅の新幹線乗降者数を独自に調査し、毎日市のホームページで公表しています。

(2) 官民一体宿泊プランの見直し及び継続

特定警戒都道府県から三条市に転入する方を対象としてきた同プランについて、5月7日（木）から、転入する方との同居に不安がある御家族に対象者を変更し、31日（日）まで継続しています。

2 「正しく恐れる」対策の実施

(1) イベント・施設等の利用

「新型コロナウイルス感染症に係るイベント実施、施設利用等の対応方針（暫定版）」を見直し、必要な対策を講じた上で5月11日から、イベントや施設利用を再開しています。ただし、屋内運動施設及び屋内運動を目的とした施設の利用などは5月20日まで引き続き中止します。

(2) 小中学校・義務教育学校の臨時休業措置の終了

5月11日（月）から学校を再開しましたが、15日（金）までは給食後の下校とし、学校生活のリズムを整えるとともに、必要に応じて教育相談を実施する期間とします。18日（月）以降は、通常時程です。また、学校の再開に当たり次のとおり感染防止策を講じています。

- ・全ての教育活動において、3密の回避を徹底します。
- ・必要箇所について1日複数回の消毒を実施します。
- ・小まめなうがい、手洗い、咳エチケットを徹底します。
- ・特に1学期間は行事や授業内容を精選して教育課程を編成します。
- ・部活動は5月18日（月）から制限付きで開始します。当面、基礎練習のみとし密接となる活動は実施しません。また、当面、土・日曜日及び祝日の活動は行いません。

※ 万が一、児童生徒などに感染が確認された場合等は、これまでに定めた学校運営・管理体制にしたがって対応します。

- 1(1) 担当:環境課 生活安全・交通係 電話:0256-34-5574
- 1(2) 担当:営業戦略室 営業戦略係 電話:0256-34-5603
- 2(1) 担当:健康づくり課 スポーツ振興室 電話:0256-34-5447
- 2(2) 担当:小中一貫教育推進課 電話:0256-45-1118

新型コロナウイルス感染症に係るイベント実施、施設利用等の対応方針（暫定版）

2020. 3. 11 策定 2020. 4. 14 改定
 2020. 3. 23 改定 2020. 4. 17 改定
 2020. 3. 31 改定 2020. 4. 18 改定
 2020. 4. 3 改定 2020. 5. 6 改定

新潟県の地域区分	特定警戒都道府県※1 以外の特定都道府県※2
イベント実施	次のいずれかに該当するイベントを中止又は延期 ・「大規模イベント等」※3 に類するもの ・「3つの密」※4 の回避ができないもの ・屋内で 50 人以上が集まるもの ・「特定警戒都道府県」及び新潟県を除く「特定都道府県」に居住する者が来場するもの ※ 上記を回避し、次のいずれかに該当するイベントについては、感染症対策として、(1)マニュアルに定めた以上の頻度での消毒及び換気の実施、(2)2 m 程度の間隔を確保すること、(3)用具類を持参することを徹底した上で実施することができる。 ・人混みや近距離での会話、特に大きな声を出したり歌ったりするもの ・呼気が激しくなる室内運動 5 月 7 日から 5 月 10 日までの間は、全てのイベントを中止又は延期
施設利用	次のいずれかに該当する施設の利用を中止 ・「大規模イベント等」※3 に類するイベント等のための利用 ・「3つの密」※4 の回避ができないもの ・屋内で 50 人以上が集まるイベント等のための利用 ・「特定警戒都道府県」及び新潟県を除く「特定都道府県」に居住する者の利用 ※ 上記を回避し、次のいずれかに該当するものは、感染症対策として、(1)マニュアルに定めた以上の頻度での消毒及び換気の実施、(2)2 m 程度の間隔を確保すること、(3)用具類を持参することを徹底した上で実施することができる。 ・人混みや近距離での会話、特に大きな声を出したり歌ったりするイベント等のための利用 ・呼気が激しくなる室内運動 1 5 月 7 日から 5 月 10 日までの間は、生活の維持のために必要な施設※5 を除き、全ての施設を利用中止 2 5 月 11 日から 5 月 20 日までの間は、屋内運動施設※6 及び屋内運動を目的とした施設利用を中止
感染予防策	マニュアルに基づき実施

- ※1 特定警戒都道府県とは、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（５月４日変更）で示されている特定警戒都道府県をいう。
- ※2 特定都道府県とは、国の新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（５月４日変更）で示されている特定警戒都道府県以外の特定都道府県をいう。
- ※3 「大規模イベント等」とは、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年３月19日）における「Ⅲ. 提言等」の「2. 市民と事業者の皆様へ」の「(9)大規模イベント等の取扱いについて」において、主催者がリスク判断を実施して慎重な対応が求められるとされている「大規模イベント等」をいう。
- ※4 「３つの密」とは、国の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（2020年４月１日）における「Ⅳ. 提言」の「1. 地域区分について」の「(2)地域区分の考え方について」に記載する「①換気の悪い密閉空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる」という３つの条件が同時に重なる場をいう。
- ※5 「生活の維持のために必要な施設」とは、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針」（令和２年４月16日変更）を踏まえて整理した次の施設をいう。

三条市役所各庁舎、嵐南サービスコーナー（嵐南公民館内）、斎場、東三条駅前駐車場、清掃センター、汚泥再生処理センター、緑のリサイクルセンター、道の駅漢学の里（売店・レストランに限る）、道の駅庭園の郷保内（売店・レストランに限る）、定期市、三条ものづくり学校（レストラン・オフィスに限る）、子育て拠点施設あそぼって（一時預かりに限る）、子育て拠点施設すまいるランド（一時預かりに限る）、青少年育成センター（相談業務）、保育所等、児童クラブ、子育て支援センター（一時預かりに限る）、消防本部・消防署

- ※6 屋内運動施設とは、「新型コロナウイルス感染症に関する県民の皆様へのお願い」（令和２年５月５日 新潟県知事）を踏まえて整理した次の施設をいう。ただし、会議等の運動以外を目的とした施設利用を除く

厚生福祉会館体育館、とたにコミュニティセンターアリーナ、曲谷多目的集会施設運動場、労働安全衛生推進施設トレーニングルーム（体育館）、旧荒沢小学校体育館、地区公民館及び分館、総合福祉センター多目的ホール、体育文化会館、栄体育館、大面体育館、下田体育館、ウエルネスしただ、市民プール、グリーンスポーツセンター体育館、ソレイユ三条多目的ホール、三条ものづくり学校多目的ホール、農業体験交流センター多目的交流研修室、八木ヶ鼻温泉保養交流施設スポーツセンター（はやぶさ）、農業体験学習施設体育館、小・中学校体育館（学校教育での利用を除く）